

＜本通知のポイント＞

「まん延防止等重点措置」が令和4年(2022年)3月21日をもって解除されることを受け、3月4日付け教義第1138号、教特第611号、教体第1403号、教人第1774号において、衛生管理マニュアルの「レベル3」に基づく対応としていたことを、3月22日以降は「レベル2」に基づく対応に変更することについてお知らせします。

教義第1178号

教特第647号

教体第1477号

教人第1913号

令和4年(2022年)3月18日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されていたまん延防止等重点措置が令和4年(2022年)3月21日(月)をもって解除されることになりました。

つきましては、令和4年(2022年)3月4日付け教義第1138号 教特第611号 教体第1403号 教人第1774号を、令和4年(2022年)3月21日(月)をもって廃止します。

なお、感染症対策については、令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)2021.12.10一部修正」のレベル2及び令和4年(2022年)2月8日付け教体第1273号「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づき、引き続き感染防止に万全を期すよう、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握するよう指導をお願いします。

併せて、今後、学年末休業日・学年始休業日等で自主的な活動等が増えることから、感染対策について児童生徒等自ら留意するよう指導するとともに、家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 臨時休業、時差登校、時間短縮等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)～(3)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。

(1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることをのまないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学

習などの工夫を講じ、適切に学習支援、状況把握、学習評価を行う。

(2) 臨時休業期間が長期化する場合、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

(3) 一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、令和3年(2021年)2月24日付け教義第1037号に基づいて、児童生徒の学びの保障を着実に実施するよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。特に、指導要録上の取扱いについては、当該通知を参考とする。

なお、臨時休業期間における各学校の学習指導の取組事例を熊本県教育委員会ホームページ上に掲載(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8889.html>)しているので、必要に応じて活用を図る。

3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

なお、入学、進級時期に鑑み、学年末休業日・学年始休業日における児童生徒等の健康管理に十分気をつけるよう家庭に協力を求めるとともに、新型コロナウイルス感染等に伴う体調の変化等があった際には入学前であっても学校と家庭との連絡が着実に行われるよう体制づくりをしておくこと。

4 県基準(県リスクレベルがレベル2以上)により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。

5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年(2020年)11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

また、学年末休業日・学年始休業日中においてもマスクの着用をはじめとした基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底するよう児童生徒等に指導するとともに、家庭における対策も含め保護者にも周知をすること(令和4年(2022年)3月16日付け教体第1473号『「児童生徒・保護者の皆様へ～春休み中に新型コロナウイルスから自分や家族、友人を守るために～」について』も参照すること)。

なお、体調の自己管理が難しい児童生徒等については、保護者による検温の実施を依頼するなど、家庭での健康観察を徹底すること。

8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として7日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離(最低2メートル)が確保できる場合は、マスク着用の必要はない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した

場合は、マスクを外すよう指導すること。

- 9 オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）の実施については地域や学校の感染状況を踏まえ、慎重に検討すること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】（★）はこの中でも特にリスクの高いもの）

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

- 10 特別支援学校及び特別支援学級においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年（2021年）4月5日付け特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル2対応）」を参照のこと。）

- 11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。

- 12 給食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態であっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

- 13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。

- 14 寮（寄宿舎）についても、引き続き、（1）～（3）の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

（1）寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を実実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり10日間程度経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

（2）寮生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。

（3）食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式となら

ないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は学校の設置者である市町村教育委員会と事前に協議し、適切に判断すること。

16 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

17 部活動については、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動の実施を検討すること。オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動の実施については地域や学校の感染状況を踏まえ、慎重に検討すること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守するとともに、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

(1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）の実施及び大会への参加は可とする。ただし、県外からの練習試合等の受け入れについては、学年末・学年始休業日終了まで禁止する。

イ 観客を集めて行う演奏会等の実施については中止または延期を含め、慎重に判断すること。実施の際は、来場者の人数制限を行うなど万全の感染防止対策を講じ対応すること。

ウ 熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

(エ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動

部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後10日間程度の検温等の記録を確実にするなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

18 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

19 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種について

各学校が教育活動を継続し、学びを保障していくためには、教職員の感染を防ぐことが極めて重要であることから、教職員に対してワクチンの追加接種の趣旨を周知し、希望する教職員が可能な限り速やかに接種できるよう配慮すること。

【問合せ先】

- 市町村立高校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689
- 教職員に関すること
学校人事課 平井、池田
096-333-2695